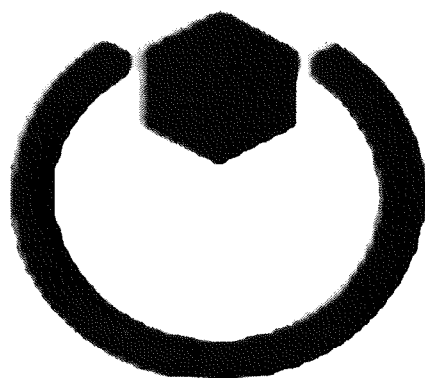


2025年度事業計画



社会福祉法人 水光会

前赤壁の賦 ぜんせきへき ふ

蘇東坡 そとうば

月は東山の上より出て

月出於東山之上 徘徊於斗牛之間 と牛の間に徘徊し

白露江に横たわり水光天に接す

白露橫江水光接天 縱一葦之所如 一のゆく所をほしいままにし

万けいの茫然たるを凌ぐ

凌萬頃之茫然

こうこうことして虚により風に御してそのとどまるところを知らず

浩浩乎如馮虚御風而不知某所止

飄飄乎として世を忘れ独立羽化して登仙するが如し

飄飄乎如遺世独立羽化而登仙

上記は、しらぬい荘の創設者である、故水民正吾創設理事長が
こよなく愛した漢詩です。法人名の「水光会」を始めとして
喫茶室「月」、佛間「登仙庵」、茶室「御風庵」、納骨堂「接天閣」は、
これを語源としたものです。

目 次

第1章	法人の理念	1
	1. 基本行動(活動)方針	2
第2章	法人の概要	3
	1. 社会福祉法人水光会組織・機構図	3
第3章	特別養護老人ホーム事業計画	4
	1. 特別養護老人ホームしらぬい荘	4
	2. 訓練課	6
	3. 看護課	7
	4. 栄養課	8
	5. サテライトしらぬい荘	10
第4章	居宅サービス事業計画	12
	1. しらぬい荘短期入所サービス・予防短期入所サービス	12
	2. しらぬい荘デイサービスセンター	13
	3. しらぬい荘居宅介護支援センター	15
	4. 大野橋デイサービスセンター	17
第5章	ケアハウス下通り事業計画	19
第6章	スキルアップサポート事業部事業計画(職員研修・教育計画)	20
付 則	前赤壁の賦	巻頭
	しらぬい荘の歌	巻末

水 光 会 理 念

社会福祉法人 水光会は『人間愛』を基本理念として老人福祉法制定と共に「1965年10月9日」水民正吾創設理事長により設立された。

わが国の高齢社会を展望し、先駆的な施設の開設であった。

水光会は基本理念に従い、老人福祉施設としての自覚と責任をもち、役員・職員共に公平・公正を旨とし、多様な高齢者福祉事業を推進するため次の綱領を定める。

1. 人間としての尊厳

高齢者の生活を支援するため、人間としての尊厳・人格を尊重し、心身ともに健やかで、能力に応じ自立した豊かな生活文化を醸成するため、良質なサービスを提供することを使命とする。

2. 職員の資質・専門性の向上

職員は品性・感性の高い豊かな人間性を育み、常に研鑽・研修に励み、福祉職員としての自己の能力と専門性を培い、良質なサービスの提供に努めなければならない。

3. 地域福祉の推進

施設は地域の社会資源として、また福祉推進の拠点として地域社会の多様なニーズに対応し、医療・保健・福祉関係分野との有機的な連携を図り事業の実施に努める。

2025年度

社会福祉法人水光会基本行動（活動）方針

当法人は、開設60周年を迎える。これまで培ってきた「伝統」を守りつつ、「革新」を追求することで、更なる発展を目指す。そこで、理念である「人間愛」のもと利用者本位のサービスと職員の資質向上に取り組むと共に、テクノロジーを活用した革新的な組織運営に取り組んでいく。

「和顔愛語」 を掲げ全従業員が同じ方向を目指し、関わる全ての人に豊かさを届けられる法人を目指す。

～「和顔」は、穏やかで笑顔を感じる、「愛語」は、心のこもった言葉～

私たちの目標

「ありがとう」感謝の輪ができるケア

【重点取り組み課題】

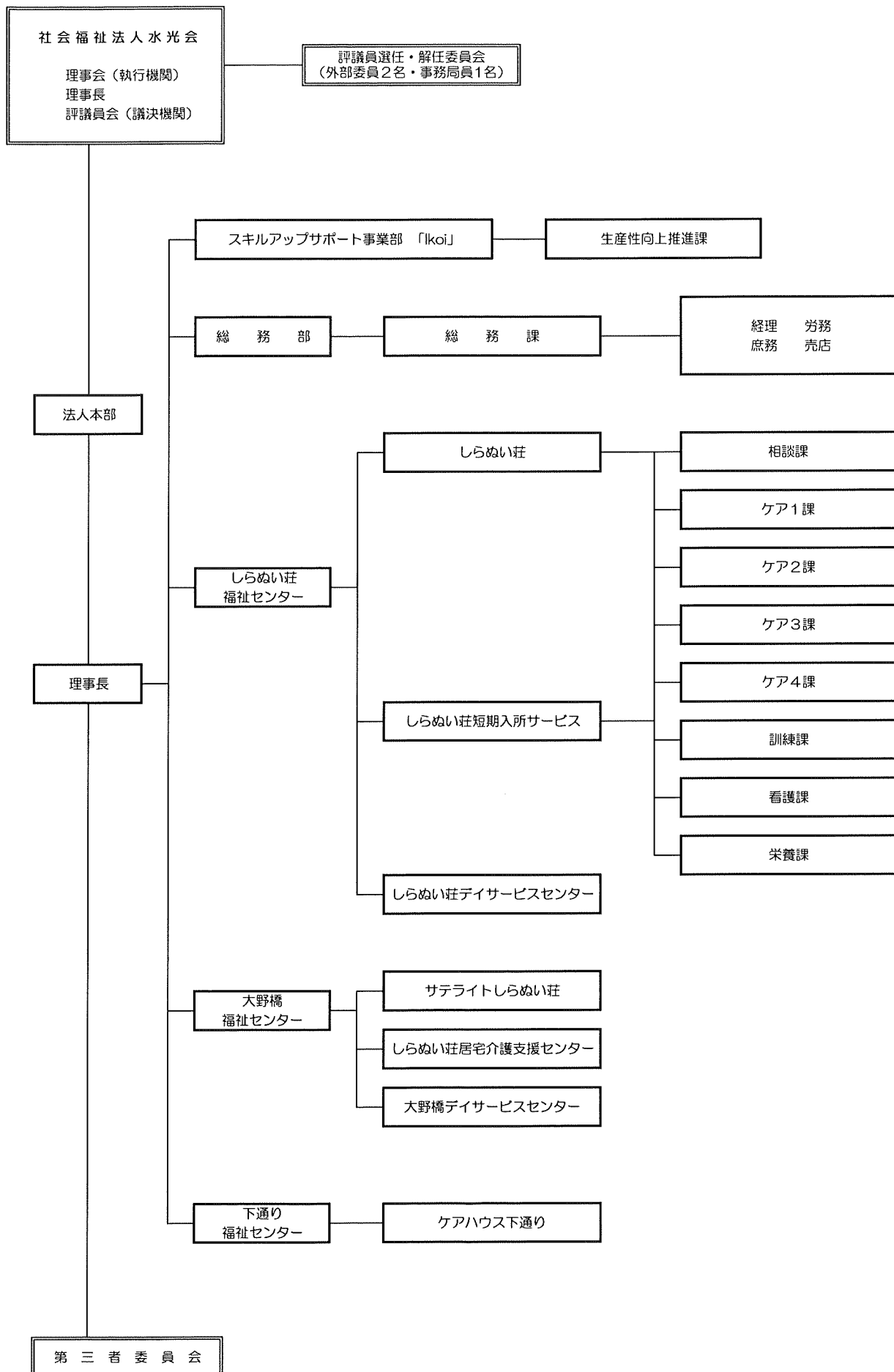
- (1) 終末期の充実
- (2) 認知症高齢者の支援
- (3) カンファレンスの充実

令和7年度事業活動

- ① 地域社会との連携を強化した取り組みの推奨
- ② 生産性向上を目指し、時間を意識した取り組みや効率化を図る
- ③ 認知症症状における支援が必要な高齢者が豊かな生活となるような施策を実施する
- ④ 職員も働きがいを考え、働き方を工夫し、プライベートも充実する
- ⑤ 事業の継続・発展に向けた事業内容の創意工夫

第2章 法人の概要

1. 社会福祉法人水光会組織・機構図



第3章 特別養護老人ホーム事業計画

特別養護老人ホームしらぬい荘

1. 運営基本方針

1. 利用者がいつまでも自分らしく自然なままに暮らせるサービスの提供

- (1) 人間としての尊厳・人格を尊重し良質なサービスを提供する。
- (2) 重度に伴う看取り看護体制の強化
- (3) 利用者ニーズの把握と理解、個別ケアを深める

①終末期のケアの体制づくり

②関係医療機関との連携強化

③多職種連携した一体的なサービスの提供

2. 地域社会との連携と社会貢献の推進

- (1) 地域の支援力の活用と強化
- (2) 地域貢献
- (3) 地域公益的活動の推進

①伝統行事等の地域共同開催の実施

②災害時の福祉避難所として施設の開放、及び災害弱者等の受け入れ体制

③生計困難者に対する相談支援事業（レスキュー事業）

④社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業

⑤熊本県「地域の学習教室」「おでかけ安心トイレ」事業の推進

⑥宇城市「子ども110番」事業推進事業

⑦配食サービス

3. 働きやすい職場環境の整備

- (1) プライベートも充実したワークライフバランス
- (2) 介護ロボットやデジタル技術活用の推進
- (3) 人材確保・育成・定着

①養成校（専門学校・関連大学等）の留学生に対する奨学金制度における支援

②特定技能・技能実習生の受入れ、育成指導

③高齢者・障がい者・介護アシスタントの雇用

④資格取得のための支援制度

ケア課及び生活相談課では、下記の5つの目標を定め業務に努める。

1. 尊厳の保持

- ① 相手の視点に立ち思いやりを持った介護を行う。
- ② 笑顔を大切に笑顔で対応する。
- ③ 高齢者の意志や選択を尊重し、自分らしい生活を続けられる介護を行う。
- ④ 「身体面」「精神面」「社会面」それぞれの面の尊厳に注意を払うようにする。
- ⑤ 介護者と要介護者がお互いに相手を尊重する気持ちを持つようにする。

2. 生産性の向上

- ① ロボット・センサー・ICTといったテクノロジーの活用
- ② 記録・報告様式の工夫
- ③ テクノロジーの導入促進と業務効率化
- ④ 働く人のモチベーションの向上
- ⑤ ケアの質の確保や職員の負担軽減等を図る。

3. 人材育成・確保・定着への取り組み

- ① 職種、目的別の各研修等を実施する。
- ② 外国人技能実習生・特定技能の人材確保の継続と育成指導を行う。
- ③ 認知症ケアの向上に努める。
- ④ 職員の多様な意見を尊重し協調性を高める。
- ⑤ 個人の感情・価値観・信念を理解し尊重する。

4. BCP（事業継続計画）の計画作成、訓練の実施

- ① 業務を継続し早期復旧を図るために事業継続計画を策定する。
- ② 感染、自然災害等を想定した備品の備蓄を行う。
- ③ 感染、自然災害等の発生を想定した訓練の実施を行う。

5. 相談体制の充実

- ① 入所前に親切・丁寧な説明を行う。
- ② 多職種による支援の充実と共に、専門職として知識・技術の向上に取り組んで行く。
- ③ 各課と連携しスムーズな入所受け入れ体制を構築して行く。
- ④ 他事業所、医療機関等と密に連携し積極的に入所受入れを進めて行く。

2. 訓練課

目標：～利用者の『その人らしく』あるために～

ご利用者やご家族の意向に応じて、個別機能訓練計画を作成する。

計画に基づき、日常生活や屋内外での各活動を通じて、心身機能の減退防止に努めていく。

計画は、定期的に（概ね3カ月毎）見直し、ご利用者が『その人らしく』過ごすための支援を行う。

（1）理学療法について

利用者の心身機能の状態により、各ユニットまたは、コミュニティーホールを利用して行う。

各ユニットでは、日常生活動作の中で歩行運動や起立運動他、基本動作に関する運動を実施する。

コミュニティーホールでは、機器を利用して運動療法や各種の基本動作訓練、関節可動域訓練、一般理学療法を実施する。

また、離床が困難な利用者については、居室を訪問し、活動性の低下予防、及び関節拘縮防止の為に、一般理学療法を併用し関節可動域運動を実施する。

<運動療法器具>

平行棒、練習用階段、肋木、足関節起立矯正台、訓練用マット、滑車、姿勢矯正鏡
パワーリハビリマシン、固定自転車、その他各種器具。

<物理療法機器>

ホットパック、エアーマッサージ器

（2）作業療法について

利用者の個々の機能に応じて、手指巧緻性の維持・向上のほか、認知機能の維持・向上のために、グループワークでの楽しみ作りを実施していく。

（3）eスポーツ活動

高齢者用ゲーム機を活用したレクリエーション活動を推進し、世代間交流を図っていく。

3. 看護課

目標：「人間愛という施設理念を基本に・・・」

住み慣れた環境（施設）で、最期まで尊厳を保ち安心して生活できるように生活環境を整える。また、ご利用者の一人ひとりの心身状態について他職種との連携のもと、日々の健康管理と異常の早期発見に努め、できる限り環境を変えことなく施設での生活を継続して頂けるよう努める。

- （１）他職種との情報の共有、連携により異常の兆候を一早く発見し、迅速な対応ができる。
- （２）家族の気持ちに寄り添いながら、医療への連携（報告）を行う。
- （３）ご利用者の健康状態等については他職種間での連携を十分に行う。
- （４）看取り期においては、御家族の意向や、その人らしい最期を迎えて頂けるよう、各部署、御家族との連携を図る。

急変時の対応については、医療的ケア委員会を中心に「救急蘇生法」の研修を計画実施、感染症発生時の対応については、蔓延を防止するため、感染症委員会を中心に研修、訓練を定期的に計画実施しすることで、全職員が迅速に対応できるように努める。
また、看護職員の夜勤とオンコール体制により 24 時間、緊急・急変時に対応できる体制とする。

4. 栄養課

目標：「美味しく安全な食事提供を目指して」

(基本方針)

1. ご利用者個々の栄養状態を評価した適切な栄養管理の実施
2. 適切な栄養管理のもと安全な食事の提供
3. 季節を感じられる行事食やおやつの提供
4. 災害時等における適切な食事の提供
5. 地域公益活動事業（配食サービス）の実施

食を通じて一人暮らしの高齢者等の在宅支援を目的とする

(1) 食事サービスについて

① 食事について

	食 事 名 称
一般食	常食、軟飯食、全粥食、嚥下調整食（2・3・4）、流動食
療養食	糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、貧血食、脂質異常症食 等

(嚥下調整食については日本摂食・嚥下リハビリテーション学会「嚥下調整食分類 2021」に準ずる)

<食事形態>

- ・主食：御飯、軟飯、全粥、粥ゼリー、粥ペースト、重湯 等
- ・副食：普通、刻み、ソフト、ペースト、流動（他、状態に応じ個別対応を行う）

<水分（とろみ）>

- ・嚥下機能低下者に必要に応じ、水分等にとろみを付加する。

	とろみ （3段階）			
段 階	薄い	中間	濃い	ゼリー

(日本摂食・嚥下リハビリテーション学会分類 2021 に準ずる)

② 行事食について

ご利用者の食生活を豊かにし、変化のあるものとするため、季節毎の行事に合わせた食事並びに和食、洋食、中華等テーマに沿った食事を提供していく。

(2) 栄養管理について

- ① 管理栄養士より、ご利用者個々の栄養ケアマネジメントを行い、栄養ケア計画に基づき、他職種と連携しながら栄養ケアを行っていく。(概ね3ヶ月毎)
- ② 医師の食事箋に基づき、療養食を提供する。

<食事摂取基準>

エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	鉄	食塩
1,400 kcal	57 g	35 g	600 mg	8.5 mg	7.5 g 以下

※食種及び個人により、摂取基準量が異なるため、常食を記載する。

(3) 衛生管理について

① 大量調理施設衛生マニュアル（HACCP 対応）の点検実施

- ・ 原材料、調理済食品の確保（冷凍保存：－20℃ 336 時間）
- ・ 厨房内水質検査の実施、次亜塩素の濃度測定と記録（1 日 2 回）

② 定期的な自家用水の水質検査実施

(4) 災害時等における食事について

地震、火災、感染症等の災害時に対応する為、非常食を備蓄する。

非常食備蓄内容

種 別	備 蓄 品 目
主 食	米飯、粥、プリン状お粥、パン
副 菜	レトルト食品、缶詰、嚥下食用副菜 等
汁 物	みそ汁、スープ
飲料水	ミネラルウォーター
その他	長期保存可能食品等
備 品	使い捨て食器、箸、スプーン等
	ディスポ手袋、ラップ類、カセットコンロ等

5. サテライトしらぬい荘

1. 基本方針

目標：望まれる暮らしの継続、地域との共存

入居者一人一人の意思及び人権を尊重し、入居前の居宅における暮らしと入居後の暮らしが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き営むことを支援していく。

地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、宇城市並びに老人福祉を増進することを目的とする関係機関との密接な連携に努めていく。

(1) 入居定員

1 ユニット 10 名で、2 ユニットの合計 20 名

(2) 短期入所生活介護の事業（空床利用型）

入院等の理由で空床が発生した場合、入居者又は家族の同意を頂き、空床期間の可能な日数において、在宅で生活を営む要介護者に対し、その利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう事業を行う。

(3) 地域交流室

地域との連携を基本として、1 階西側の地域交流室を入居者、家族、地域住民の方々に開放。老人会や子供会の活動及び地域の会合や認知症カフェ・サロンなどの場として提供を行うと共に、地域や施設行事を通して誰でも気軽に立ち寄れる空間づくりに努める。

感染症予防対策を適切に行いながら、積極的に地域社会と連携に努める。

(4) 運営推進会議

奇数月（1. 3. 5. 7. 9. 11 月）に開催し、記録を事業所内で保管、閲覧できる体制を整える。

参加者：家族代表・宇城市役所・宇城市地域包括支援センター・区長・民生委員・老人会長など。

2. 訓練

目標：快適な暮らしの実現

入居者の身体機能の維持として、日常生活動作のなかで、出来ること、していることに重点を置き生活支援に努める。

3. 看護

目標：暮らしの中での看護の提供

日常の健康管理、感染症予防、看取り時の対応や衛生状態面での調整および維持管理を行う。

健康障害の対応時には、嘱託医及び協力医療機関と連携を図り早期対応に努める。また、家族への連絡や必要に応じた受診の付き添い同行を依頼し連携を図る。

(1) 健康管理

健康検査の項目

①身長測定 ②体重測定 ③バイタル測定 ④血液検査 ⑤胸部 X 線検査 ⑥心電図検査

感染症予防

①インフルエンザワクチン接種（11 月～12 月）、コロナウイルスワクチン接種（不定期）

肺炎球菌ワクチン等の接種推奨と実施

(2) 医療体制

夜間は看護職員のオンコール体制により、緊急・急変時に対応できる体制とする。

緊急・急変時及び医療的ケア提供の責任者は、施設長（管理者）とする。

4. 食事

目標：食べる楽しみをいつまでも

（１）日常の食事サービスについて

- ① 管理栄養士により、身体状況や栄養状態、疾病等に応じた食事提供を行う。
- ② 栄養状態の把握・検討・計画・実施・評価という一連の栄養ケアマネジメントを、定期的に多職種と連携しながら実施し食生活の維持・改善に努める。（概ね3ヵ月毎）
- ③ 適時・適温に努めるとともに、豊かで潤いのある食生活の実現をすすめる。
- ④ 自立支援を図るため、リビングでの食事を推進する。
- ⑤ 入居者の状態に合わせた食形態の提供を行う。
- ⑥ 選ぶ楽しみや嗜好を考慮し、選択ができる食事の提供を行う。

〈摂取基準量〉

◇総エネルギー：1, 400kcal・蛋白質（55g）・脂質（35g）・カルシウム（600mg）
・鉄分（8.5mg）・食塩 7.5g未満 ※食種及び個人により摂取基準量は異なる。

（２）季節の食事サービスについて

季節行事に合わせた食事の提供。

（３）衛生管理について

食品衛生上、清潔、加熱（冷却）に心掛け、以下の点に留意し食事故の発生予防に努める。

- ①定期的な検便の実施 ②原材料、調理済食品の確保（冷凍保存：－20℃、336時間）

（４）災害時の非常食備蓄

地震、火災等の災害時、並びに感染症等に対応するため以下のような非常食を備蓄する。

非常食備蓄内容（サテライトしらぬい荘）

種 別	備 蓄 品 目
主 食	米飯・粥等
副 食	缶詰
飲料水	ミネラルウォーター
その他	長期保存可能食品

第4章 居宅サービス事業計画

1. しらぬい荘短期入所サービス・予防短期入所サービス

(1) 目的

本事業は、要介護状態または要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 運営

社会福祉法人水光会が設置する特別養護老人ホームしらぬい荘に併設し事業の運営にあたる。

(3) 利用対象者

第1号・第2号被保険者で介護保険要支援・要介護認定において、要支援又は要介護状態と認定された被保険者を対象とする。

(4) 利用料

要支援・要介護度に応じサービス利用料金から介護保険給付費を除いた費用、食事の提供費用（食費）、居住費（従来型個室または多床室）及び介護保険給付の対象外のサービス費用。

(5) サービス内容

サービス利用に際しては、利用者の心身の状況、本人のニーズ等を配慮した個別介護サービス計画を作成し適切なサービスの提供に努めていく。主なサービスの内容は次のとおり。

- ・ 食事の介助
- ・ 入浴の介助
- ・ 排泄の介助
- ・ 衣類着脱の介助
- ・ 余暇活動
- ・ 機能訓練
- ・ 健康管理
- ・ 相談及び助言

(6) その他

台風など災害時の福祉避難所として、宇城市と協定を結び、要支援・要介護者の避難受入れを行っている。

2. しらぬい荘デイサービスセンター

目標：「丁寧な言葉、誠実な姿勢、温かな笑顔で信頼されるデイサービス。

チャレンジする心で明日をもっと豊かに。」

(1) 目 的

本事業は、要介護状態になった場合においても、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自分らしい自立した日常生活を営むことが出来るように、ご利用者の選択に基づき、日常生活上の介護・レクリエーション・機能訓練等を行い、心身機能の維持向上を図るとともに社会参加の機会を提供する。また、ご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 運 営

社会福祉法人水光会が設置する特別養護老人ホームしらぬい荘に併設し事業の運営にあたる。

(3) 実施事業（通常規模型）

①指定通所介護事業（介護給付）・・・・・・要介護1～要介護5

②宇城市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）・・・・要支援1、要支援2

(4) 利用対象者

①指定通所介護事業

第1号・第2号被保険者のうち、日常生活において常に介護を要する要介護状態と認定された被保険者を対象とする。

②宇城市介護予防・日常生活支援総合事業

第1号・第2号被保険者のうち、日常生活において支援が必要な状態（要支援者）になられた被保険者を対象とする。

(5) 事業実施地域

宇城市・宇土市・熊本市（南区：城南町）・八代郡(氷川町)

(6) 営業日

原則、月曜日から土曜日までとする。ただし、年始（1月1日～1月3日）を除く。

営業時間（8時30分～17時30分）

(7) サービス利用料

・要介護度に応じた通所介護費及び加算等に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

・食費（昼食＋おやつ）：650円

・配食サービス：550円（独居高齢者等、提供が必要な事情・状況がある方を対象とする）

・利用者の希望による特別なサービス（オムツ代やレクリエーション活動費等）は、実費とする。

(8) 事業内容

サービス内容

① 送迎サービス

・ご利用者の希望及び身体機能、居住地に応じて車種を選定する。

- ・送迎時間については、ご利用者及びご家族等の希望に可能な限り配慮する。

② 健康管理

- ・健康観察（体温・脈拍・血圧測定、体重測定など）を行う。
- ・看護職員を中心に心身の状態の把握を行う。
- ・必要に応じて医療関係職種と連携を図り、早期発見・早期治療に繋げる。

③ 日常生活動作訓練及び機能訓練（個別機能訓練）

- ・移動・食事・排泄・入浴等の日常生活動作の訓練及び助言を行う。
- ・必要に応じて、個々の状態に合わせたりハビリメニューを実施する。
- ・個別機能訓練計画の作成。

④ 入浴サービス

- ・ご家族の意向及びご利用者の選択により、入浴サービスを実施する。
- ・必要に応じて入浴介助（洗身・洗髪・浴槽の出入り等）を実施する。
- ・状態に合わせた浴槽（大浴槽・個浴・機械浴等）を使用し実施する。
- ・皮膚状態等の観察を行う。

⑤ 食事サービス

- ・ご利用者の状態・希望に応じた食事形態にて提供する。
- ・禁忌食等については、代替食にて提供する。
- ・必要に応じて、食事介助及び摂取動作における助言・アドバイスを行う。
- ・必要に応じて、服薬介助を行う。

⑥ 科学的介護情報システム（LIFE）

- ・科学的介護情報システムを活用し、ケアの記録や健康状態に関するデータを収集及び分析を行い、身体機能の維持・向上、提供するケアの改善に繋げる。

⑦ 生活相談・助言等

- ・各種相談に応じる。
- ・各関係機関との連絡調整・連携を行う。

（９）その他の取り組み

- ・地域交流（ボランティア・野外訓練及び野外活動等）
- ・高齢者虐待防止（研修・委員会等）
- ・リスクマネジメント（安全対策に関する研修・訓練）

① 防災対策（消防・自然災害に関する委員会・研修・訓練等）

② 感染症対策（感染症に関する委員会・研修・訓練等）

③ 交通安全（公用車点検、アルコールチェッカー等）

3. しらぬい荘居宅介護支援センター

1. 目 的

本事業は、介護保険法等関係法令に遵守し、介護や生活支援を必要とするご利用者（介護が必要な要介護の認定者）及びご家族の意向を踏まえて、適切な保健医療・指定居宅サービス等が総合的かつ効果的に提供され、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2. 実施地域

通常の実施範囲は、熊本市（南区）、八代市、宇城市、宇土市、氷川町の区域とする。

3. 運 営

社会福祉法人水光会が設置する、しらぬい荘居宅介護支援センターによって事業の運営にあたる。

4. 利用対象者

第1号・2号被保険者で介護保険要支援・要介護認定において、要支援及び要介護状態と認定された被保険者を対象とする。

5. 営業日

原則として月曜日から土曜日までとする。ただし、年始（1月1日～1月3日）を除く。

営業時間（8：30～17：30）

6. 事業方針

（基本方針）

介護保険制度の基本理念である『高齢者の自己決定権の尊重』『自分らしい生活の継続』及び『自立支援』の考えに基づき、全国と比較しても高齢化が進展している圏域の現状において、地域の実情の変化及び介護保険制度の動向を迅速に把握・対応しながら、在宅生活が継続できるように支援する。

（具体的取扱方針）

- （1）指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。（常勤職員一人当たり居宅介護支援44件を標準担当件数とする）
- （2）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、ご利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、ご利用者の心身又はご家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に中立・公正の立場で指定居宅サービス等の利用が行われるようにする。

（今年度の重点課題）

- （1）ご利用者のニーズを的確にとらえ、自立支援と重度化予防を目指したケアマネジメント体制の確立を図る。
- （2）主任介護支援専門員と困難事例ケース検討及び新規の情報共有し、全体で協働する。また、多様化・複雑化する課題に対応するため、他制度に関する事例検討会、研修等への参加及び自己研鑽を行ない、資質、専門知識、技術の向上を図る。
- （3）感染症や災害が発生した場合において、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制作りを行う。

- (4) 地域の実情把握・社会資源の情報収集に努め、介護保険・保健医療サービス、地域活動等の地域ネットワークと連携を取り、各種サービスが一体的に提供できる支援体制作りを行う。
- (5) ケアプラン点検事業及び課題整理総括表の活用による、計画書作成の質の向上。

7. 事業内容及び計画

(1) ケアマネジメント

- ①アセスメントの実施
- ②サービス担当国会議の開催、連絡調整
- ③居宅サービス計画の作成・各サービス利用割合と同一事業所により提供された割合説明
- ④サービス利用状況の把握（モニタリング）
- ⑤介護保険関係における相談、援助及び各種申請代行
- ⑥保健・医療・福祉サービスやサービス提供事業者の情報収集、連携
- ⑦指定居宅サービス事業所等との連絡調整

(2) 専門性・資質の向上のための研修

- ①主任介護支援専門員研修（専任で実務経験5年以上）
- ②宇城市介護サービス従事者連絡協議会主催の研修
- ③宇城市在宅医療・介護連携推進研修会
- ④熊本県介護支援専門員協会主催の研修
- ⑤地域包括支援センター及び職能団体等が開催する研修
- ⑥地域ケア会議への参加（召集・依頼時）
- ⑦松橋圏域地域ケア会議への参加
- ⑧課内研修・会議（週1回：事例検討・感染症・災害・職場のハラスメント対策等含む）
- ⑨その他、行政・各種団体・医療機関等が主催する研修会
- ⑩熊本県介護支援専門員実務研修受け入れ

8. 利用料

無料（ただし、法定代理受領分以外については介護報酬の告示上の額）

4. 大野橋デイサービスセンター

目 標：ご利用者 ご家族の思いに寄り添い、在宅生活を支えるサービスの提供。

(1) 目 的

本事業は、要支援・要介護状態になった場合においても、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 運 営

社会福祉法人水光会が設置する大野橋デイサービスセンターによって事業の運営にあたる。

(3) 実施事業（通常規模型）

指定通所介護事業（介護給付）・・・・・・・・・・・・・要介護1～要介護5
宇城市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）・・・・ 要支援1、要支援2

(4) 利用対象者

（指定通所介護事業）

第1号・第2号被保険者のうち、日常生活において常に介護を要する要介護状態と認定された被保険者を対象とする。

（宇城市介護予防・日常生活支援総合事業）

第1号・第2号被保険者のうち、日常生活において支援が必要な状態（要支援者）と認定された被保険者を対象とする。

(5) 実施地域

宇城市、宇土市、熊本市（南区）とする。

(6) 営業日

月曜日から土曜日までとする。（ただし、1月1日～1月3日を除く）

(7) サービス利用料

●要介護度に応じた通所介護費及び加算等に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

●上記の利用料とは別に食材料費（おやつ代含む）として1食650円とする。

●ご利用者の希望による特別なサービス（おむつ代やレクリエーション活動費等）は実費とする。

(8) 事業内容及び計画

通所介護サービスの提供により、心身機能の維持改善を図りながら社会参加の機会の提供及び認知症の予防並びにご家族の介護負担軽減等のために以下の事業を実施する。

利用当日のサービスは、通所介護計画書に基づきサービスを提供する。

① 日常生活上の援助

●ご利用者個々の希望に応じた個別ワーク等を実施し、生活の活性化を図ると共に他者との交流を図る。

- 必要に応じて日常生活動作（食事・排泄・着脱衣・入浴・移動・移乗等）の介助を行う。
- 科学的介護情報システムを活用し、ケア記録や健康状態に関するデータを収集して分析を行い、心身機能の維持向上に繋げる。

② 送迎サービス

- ご利用者の希望及び身体機能、居住地に応じて車種を選定する。
- 送迎時間については、ご利用者及びご家族の希望に可能な限り配慮する。

③ 健康状態の確認

- 健康管理（体温・脈拍・血圧測定、体重測定等）を行う。
- 看護職員を中心に心身状態の把握を行う。
- 感染症等の予防に努め、ご利用者の体調管理を行う。

④ 日常生活動作訓練及び機能訓練（個別機能訓練）

- 歩行、食事、排泄、着脱衣、入浴等の日常生活動作の訓練及び助言を行う。
- 必要に応じて個々の状態に合わせてリハビリメニューを実施する。
- 個別機能訓練計画書の作成。

⑤ 入浴サービス

- ご利用者、ご家族の意向及び選択により、入浴サービスを実施する。
- 必要に応じて洗身・洗髪・浴槽の出入り・着脱衣・整容の介助を実施する。
- 状態に応じて機械浴槽を使用して入浴を実施する。
- 皮膚状態等の観察を行う。

⑥ 食事サービス

- ご利用者の状態や希望に応じた食事形態を提供する。
- 禁忌食等については代替食を提供する。
- 必要に応じて食事介助及び摂取動作の助言を行う。
- 必要に応じて服薬介助を行う。

⑦ 相談、助言等

- 各種相談に応じる。
- 各関係機関との連絡調整、連携を行う。

第5章 ケアハウス下通り事業計画

1. 基本的ケア方針

目標：「街中のケアハウス」の利点を生かし、安心して暮らせる住まいの提供

都市型・小規模という施設の特徴を最大限に活用し、ご利用者が自立した生活を安心・安全に送ることができる環境を提供する。また、ご利用者のQOLの低下を防ぐためにご利用者お一人お一人を中心とした生活ケアを実践することを基本方針とする。

2. ご利用者のケア

ご利用者の自主性を尊重し、できる限り自立した在宅生活が送れるようにケアする。

- (1) 食事の提供・入浴準備という基本的なサービスを提供する。
- (2) 安全管理や相談対応などによって日常生活への不安を解消し、安心できる生活を提供する。
- (3) ご家族やかかりつけ医、介護サービス事業者などの他職種と連携を図り、適切なサービス提供が受けられるよう支援する。

3. 健康管理

- (1) 年1回の健康診断・主治医との連携・必要に応じた健康チェック・健康相談を行い、異常の早期発見、疾病予防に努める。
- (2) 月1回の懇談会、掲示物によるお知らせの周知、個別相談などの機会を利用し、食事・入浴・健康管理についての情報提供を行なう。
- (3) 日頃から感染症予防の基本である手洗いやうがいを励行し、感染症対策や口腔ケアについての知識や、高齢者の健康管理についての勉強会などを開催し、周知を行う。

4. 防災計画

- (1) 消防機関の協力を得ながら、定期的な防災・避難訓練を計画し、実施する。
- (2) ご利用者および職員の防災教育を年2回計画実施する。毎月の職員会議後に緊急時の非常通報・機器の取り扱い等の確認をする。
- (3) 計画的に防火管理者講習に職員を派遣し、防災意識を高める。
- (4) 緊急連絡網を整備し、災害・緊急時の24時間対応に備える。
- (5) 24時間体制で防犯・防火警戒監視・非常通報を民間警備会社（セコム熊本支社）に委託し、連絡を取りながら災害・緊急時に対応する。

5. ケア充実の重点目標

(1) 生きがい活動の支援

ケアハウス内での文化活動や趣味活動だけでなく、地域活動やボランティア活動などの情報を提示するなど入居者の地域参加を支援する。小規模施設の利点を生かし、入居者参加型の行事を計画実施する。

(2) 要介護者への対応

入居後、心身機能が弱化してきた要介護者に対しては、在宅サービスがスムーズに行われるよう支援する。不足するサービスについては補充していき、安定した生活が送れるように努める。

第6章 スキルアップサポート事業部事業計画（職員研修・教育計画）

人材育成プログラム

★ 研修・教育理念について

水光会の基本理念は「人間愛」である。

一人ひとりの職員は、基本理念「人間愛」の具体的実践者であり、援助の専門家である。

一人ひとりの職員がそれぞれの施設や事業所で利用者に寄り添い、その利用者の人生に深く思いを傾け「生きること」そのものを支え力づけるという、極めて人間の匂いに満ちた仕事を実践する実践者であり、援助の専門家である。

職員研修・教育はこの基本理念「人間愛」の下、①「実践者、専門家としての成長を続ける」、②「人としての職業人育成」の視点に立脚し、水光会の歴史と伝統を受け継ぎ、これらを未来に活かして知識及び技術の向上を図り、想像力豊かに取り組むことが重要である。その結果として、水光会が社会福祉の実践者集団、専門家集団として成長し続けることを目標とする。

★ 研修・教育の到達目標について

1. 組織の一員としての立場と役割を認識し、責任のある行動がとれる
2. 援助チームの一員としての自覚をもち、よい人間関係を保てる
3. 問題解決能力・判断力を身につけ、与えられた業務が実践できる
4. 常に、今、おこなっている仕事の意味を発展させ、主体的に業務が実践できる
5. 仕事に対する充実感・満足感・喜びが高まる

★ 研修・教育計画の概要とキャリアパス、ワーク・ライフ・バランス、人事管理制度について

経験年数や役職に応じて新任、中堅、リーダー（課長級）、指導者（マネジメント級）の4つの職階ごとに分類し、それぞれの達成課題と内容を整理する。

水光会では平成22年度から、キャリアパス、ワーク・ライフ・バランス、人事管理制度を設けている（詳細は後述の「てびき」を参照）。

Career Path（キャリアパス）とは

- ・一般的には、Career（キャリア）は経歴・職歴・働き方・生き方といった意味を指し、Path（パス）は、道・進路といった意味をいう。
- ・水光会では、法人・施設（組織内）での働き方の道を示すものとして、役職や仕事の内容や必要な資格や経験および能力、それに伴う処遇や給与水準を具体的に示した制度をいう。

Work-Life Balance（ワーク・ライフ・バランス）とは

- ・ワーク（仕事）とライフ（私生活）のバランス（調和）を図るという意味をいう。
- ・水光会では、私生活が充実することで仕事への意欲が高まるという相乗効果の視点を重視し、仕事上で成果を発揮しながら、充実した私生活を送れるような柔軟な働き方の仕組みをいう。

新	任
---	---

（新任・中途採用職員）

＜目的＞

- * 社会人・組織人としての基本的なビジネスマナーを身につけ、コミュニケーション力を高め、

職場に慣れることを優先する。

＊法人のきまりごと（ルール）を守る

- ・自分の強み（得意なこと）はさらに伸ばし、弱み（苦手なこと）から目をそらさず、失敗を恐れずに、チャレンジする
- ・専門性を高め、視野・仕事の幅を広げる
- ・一人で悩まず、先輩や上司に相談をする

現任職員に求められるのは、その原点を常に意識しながら新任職員に対し適切な学習と継続した成長を続けていくための支援を実践することにある。

さらに、新任職員が初めての職場の中で体験する不安や緊張の緩和を図り、基礎教育とサービス提供現場（福祉臨床）のギャップに適切に対応し、職場への適応がスムーズに行えるよう支援することを目的とする。

《到達目標》

1. ①日常生活支援あるいは日常業務のための基本技術・態度を身につけ、ベッドサイドケアあるいは日常業務が安全・確実にできる
②担当する利用者のケア（担当する業務）を通して知識・技術を深められる
2. 決められた業務を確実に習得していく
3. 解らないことはそのままにせず、先輩職員に確認する

《研修内容》

- ・法人の理念と各施設、事業所方針、目標 ・職業人としての基本姿勢
- ・制度、基本的知識、技術 ・事故防止、虐待及び身体拘束禁止、ストレスマネジメント
- ・認知症ケア ・緊急時の対応 ・認知症基礎研修（対象者のみ）
- ・新任職員フォローアップ研修

就業3年未満者	（職務経験3年未満の職員）
---------	---------------

《目的》

- ＊業務の確実な遂行と役割を理解した行動ができる
- ＊制度の理解及び専門知識の向上を図り、資格習得に向けて実践力を高める
- ＊メンターとして新任職員の良き相談相手となる
- ＊資格習得に向けた学習を行う

《到達目標》

1. チーム内での役割を理解し、決められて業務を確実に遂行できる
2. 関係法令を理解し、専門的な知識・技術の向上に努める
3. コミュニケーション力を高め、新任職員の良き相談相手（メンター）となる
4. 担当職種に必要な資格習得に向けての知識を高める

《研修内容》

- ・メンターの役割の理解 ・コミュニケーション技術 アンガーマネジメント

- ・制度、こころとからだの仕組み、認知症の理解、

中 堅

（中堅職員：係長及び職務経験３年以上で役職にない職員）

《目的》

- * 法人での経験を活かし、積極的な提案や発表に取り組む
- * エルダーとして、後輩の手本となるような行動を心掛ける
初級管理者へのステップである
目標管理の確認、意図的な行動を意識する

《到達目標》

1. 業務課題の発見とサービスの質向上についての実践的な取り組みができる
2. 職務経験３年以上の中堅職員は、新任職員のエルダー（教育・指導者）として OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の実践ができる
3. 内部研修での発表・講師
4. 資格試験、認定研修

《研修内容》

- ・メンターの役割の理解 ・新任職員指導の内容確認と目標設定 ・サービスの質の向上
- ・ストレスマネジメント、アンガーマネジメント

リーダー・マネジメント

（課長級及び指導者級）

《目的》

- * マネジメント（組織性）とプロフェッショナル（専門性）の両面が求められる
- * チーム（部署）の円滑な運営

《到達目標》

1. あらゆる場面でリーダーシップが発揮できる
2. 深い倫理観と専門性を身に付ける
3. 目標に対しての計画性と実践力を発揮できる

《研修内容》

- ・ハラスメント防止研修 ・ストレスマネジメント ・人事考課評価者研修
- ・生産性向上と働きがいの向上を生み出す業務改善等 ・身体拘束廃止及び虐待防止研修

★ 研修・教育の体制、研修・教育の項目について

外部研修について

広範な専門的知識・能力を習得させるため、法人および管理者、指導者等が計画的に職員を他の研修機関、教育機関等が主催する研修等に派遣して行う研修とする。
外部研修受講者は研修終了後、復命・伝達研修において研修を計画実施する。

内部研修について

1. 職員研修会（法令義務研修・サービス情報公開で求められる研修）
法人全職員を対象とした研修として位置づけ、動画視聴研修を中心に計画をたて実施する。

復命・伝達研修

法人全職員を対象とした研修として位置づけ、外部研修受講者（マネジメント職を含む）の復命を中心として、研修報告（復命又は伝達）を実施する。

職員は自らの資質向上のため、積極的に参加すること。

実施日時	：研修計画表参照	動画視聴研修	：	会議室等
------	----------	--------	---	------

※研修計画参照

2. 部署別研修会

各部署で行われる研修会の運営においては、各部署担当者がその責任者となる。

・研修会プログラムは各部署で設定し、内容は復命もしくは業務に関する研修として実施する。

実施日時	：各部署にて随時	会場	：	各部門・部署
------	----------	----	---	--------

しらぬい荘の歌

Moderato

水 民 婦而子 作 詞
上 村 澄 春 作 曲

ふ る さ と の ー ご じんかも ゆ る お おあそは

やまな み は る か そうげ ん に は る り ん ど う の きよ ら け く

こ こ ろ ゆたか に あ しらぬい そ うー

しらぬい荘の歌

- 一、 ふるさとの
御神火燃ゆる 大阿蘇は
山なみはるか 草原に
春りんどうの 清らけく
心豊かに あゝしらぬい荘
- 二、 ふるさとは
水面に映ゆる 不知火の
思いも深き 海原に
神秘の光 輝きて
心ひろさよ あゝしらぬい荘
- 三、 ふるさとの
四季の花咲き 鳥うたう
光りあふる 愛の園
命の泉 湧くところ
ここに幸あり あゝしらぬい荘

・上記は、故水民婦而子前理事長が作詞し、熊本シンフォニーオーケストラの
創立者・故上村澄春氏の作曲による荘歌です。

しらぬい荘では、毎日お昼に放送で流し、熊本県の風情を思い浮かべています。

